

## 仕様書

### 1 名称

生野区役所庁舎 1 階男子便所修繕（その 2）

### 2 履行期限

令和 5 年 9 月 2 9 日（金）

※作業は、閉庁時間に行うこととする。

### 3 履行場所

大阪市生野区勝山南 3 丁目 1 番 1 9 号

大阪市生野区役所

### 4 修繕内容及び修繕場所（別紙「平面図」参照）

洋式トイレの排水不良（詰まり）を除去し、正常に排水できるように修繕を実施すること。

場所	不良内容	(参考) 洋式トイレの仕様
生野区役所 1 階 男子便所 (洋式トイレ) 1 箇所	排泄物を伴う排水時に詰まりが 頻繁に発生する	TOTO 製 C480S

### 5 特記事項

- (1) 見積書の提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 各作業にあたっては工程、施工時間を施設管理者と協議・調整すること。
- (3) 作業中は、適切に養生等を行いながら、施工を行い、周辺への飛散防止に努めること。作業にあたって諸物品もしくは建造物等に破損・紛失等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者の責において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととして、本市は一切責任を負わないこととする。ただし、本市の責に帰すべき理由においては、この限りではない。
- (4) 本修繕により破損が生じた場合は、在来に倣い補修すること。
- (5) 騒音・振動・臭い等が発生する作業がある場合は、施設管理者と十分に調整のうえ施工すること。
- (6) 作業実施に必要な道具及び消耗品は、運搬も含めて全て受注者の負担とする。また、本修繕に関し、いかなる場合においても本市に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本修繕執行にあたり点検に必要な電力、水等のユーティリティは本市より支給する。
- (7) 本修繕に必要な官公署その他の手続きがある場合は、速やかに行うこと。  
業務完了後、すみやかに業務完了届を作成のうえ本市に提出し、検査を受けること。なお、作業中の写真を撮影し、故障原因及び修繕方法等を記載した報告書を添付すること。

6 事業担当課

生野区役所企画総務課 担当：持田  
大阪市生野区勝山南3丁目1番19号  
電話06-6715-9625

## コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 請負者および請負者の役職員は、請負（工事（建物修繕含む）、印刷、製本、広告、不動産以外の物件の製造・加工・修繕）及び業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 請負者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

2 請負者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 請負者及び請負者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 請負者の役職員又は請負者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、請負者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

(発注者：大阪市 請負者：請負事業者)

## 特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。